

入会金・会費納入規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人平川市体育協会の入会金及び会費の納入に関する取扱いを定めるものとする。

(入会)

第2条 入会する個人及び団体は、NPO 法人平川市体育協定会款（以後、定款と表記するものとする。）第3章第7条1号及び2号及び3号の条件を備えた者を会員とし、定款第3章第8条で定めた入会金を納入して入会とする。

(入会手続き)

第3条 入会する個人及び団体は次に書類の提出と入会金を納入する。

- ① 入会届け
- ② 入会金
- ③ 団体を証明する書類（規約・設立総会資料・名簿）※新規団体のみ
- ④ その他協会が必要とする物

(会費納入)

第4条 会員は協会が次に定める方法で会費を納入するものとする。

- ① 新規個人会員は入会する日に定款第8条で定めた会費を協会事務局に納入する。
- ② 各団体に加盟する会員の会費は、各団体が定款第8条で定めた会費を4月末に協会の指定する協会員名簿を作成して会費を添えて協会事務局に納入する。
- ③ 各団体で5月以降に入会した会員の会費は、各団体が定款第8条で定めた会費を入会月末に協会の指定する協会員名簿を作成して会費を添えて協会事務局に納入する。

(抛出金品の不返還)

第5条 既納の入会金及び会費その他の抛出金品は、定款第3章第12条により、返還しない。

この規則は、平成21年4月22日から施行する。